

本書面は電力受給契約の内容等の重要事項を記載したものですので、本書面の内容を十分お読みください。

お客様から株式会社アースインフィニティ（以下「当社」といいます）が余剰電力を買い取る契約（以下「電力受給契約」といいます）のお申込みをしていただくにあたり、当社がお客様に説明し、ご理解と承諾をしていただく主要な条件は以下となります。なお、電力受給契約の契約内容は、太陽光発電設備電力受給約款および料金表（以下「約款等」といいます）によります。約款等は、当社ホームページでご確認いただけます。

1. 小売電気事業者の登録番号・名称・住所・代表者氏名および連絡先と受付時間

【登録番号】A0281

【名称】株式会社アースインフィニティ

【住所】〒530-0005大阪府大阪市北区中之島2-3-18中之島フェスティバルタワー30F

【代表者氏名】代表取締役 濱田幸一

【連絡先】0570-006-555（年末年始を除く平日10:00~17:00）

【時間外緊急連絡先】0120-945-328

【ホームページURL】<https://www.earth-infinity.co.jp/>

2. 商品の種類

太陽光発電設備で発電された電力（電気）

3. 受給契約の申込み

お客様が電力受給契約の締結を希望する場合は、あらかじめこの重要事項説明書および一般送配電事業者が定める託送供給等約款等（以下「託送約款等」といいます）におけるお客様に関する事項を遵守することを承認のうえ、原則として、当社所定の様式によって電力受給契約の申込みをしていただきます。

4. 契約の成立および契約期間

(1) 電力受給契約は、電力受給契約の申込みを当社が承諾した時に成立します。具体的な電力受給契約の締結日は「電力受給（買取）契約 お申込書」のとおりです。

(2) 契約期間は、電力受給契約が成立した日から、受給開始日の属する年度の3月の検針日の前日までとします。なお、原則として、当社から契約期間満了の30日前までに翌契約期間における電力購入単価を含む買取条件を当社ウェブサイトへの掲載等、適切な方法により通知し、お客様から別段の意思表示がない場合は、当該条件で翌年の3月の検針日の前日まで更新するものとし、以降もこの例によるものとします。

5. 買取の開始

(1) 当社は、電力受給契約が成立したときには、受給開始日を定めたくてお客様に通知し、受給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電力受給を開始します。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉、その他のやむをえない事情等によって、あらかじめ定めた受給開始日に電力受給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお客様に通知したうえで、あらかじめ受給開始日を定めます。

(3) お客様は、受給開始日の変更を希望する場合には、すみやかに当社に連絡するものとします。この場合、当社は、お客様と協議のうえ、あらかじめ受給開始日を定めます。

6. 電力の受給

(1) お客様が当社に電力を供給し当社が電力を受給した時に、電力は当社に引き渡されます。

(2) お客様の電力は、一般送配電事業者が保有する電力系統設備を介して、当社が受給いたします。

7. 検針日

検針は各月ごとに、一般送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて一般送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定められます。）に原則として実施されます。なお、託送約款等に従い一般送配電事業者により実際に検針が行われた日または検針を行ったものとされる日を検針日いたします。

8. 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定します。

イ) 電力受給を開始、再開、もしくは停止した場合、または電力受給契約が消滅した場合

ロ) その他当社が適当と判断した場合

(2) 料金は、受給電力量に、17（買取単価）に定める料金単価を乗じて算定した金額とします。なお、当社は需給状況や電源調達環境等に応じて、電力購入単価を変更する場合があります。この場合には、変更の1か月前までに変更後の購入単価および適用開始時期を、当社ウェブサイトへの掲載等、適切な方法によりお知らせします。

(3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてその都度計量値を確認します。

9. 料金の支払義務および支払期日

当社がお客様に料金を支払う期日（以下「支払期日」といいます。）は、特別の事情がない限り、4月分から9月分までの料金は11月の末日、10月分から翌年3月分までの料金は翌年の5月の末日とします。なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を直後の日曜日または休日でない日まで延期します。

10. 料金の支払方法

(1) 料金および約款等に基づくその他の債務は、お客様が指定する金融機関口座に振込んでお支払いします。なお、料金の支払いは、当社が口座振込手続きを実施した日に行なったものとみなします。この場合、当社は、料金の明細書を当社のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法により、お客様に通知します。ただし、お客様が紙面により明細書の発行を希望される場合には、発行手数料をお客様にご負担頂き、郵送にて通知します。

(2) お客様の都合により、料金または約款等に基づくその他の債務を(1)によって支払うことができない場合またはできなかった場合においては、お客様と協議の上、支払方法を決定するものとします。なお、この場合、9（料金の支払義務および支払期日）の定めに関わらず、料金の支払いを行うものとします。

11. 非化石価値等の帰属

電力受給契約にかかる非化石価値、グリーン電力証書またはその他環境価値等は、すべて当社へ帰属するものとします。

12. 電力需給契約の変更

(1) 次のいずれかに該当する場合は、お客様は、その時期を明らかにし、その旨を当社に申し出るものとします。

イ) お客様が太陽光発電設備または併設設備の全部または一部を変更する場合

ロ) お客様が太陽光発電設備または併設設備の制御方法を変更する場合

ハ) お客様が太陽光発電設備または併設設備の配線形態を変更する場合

(2) お客様が電力受給契約の変更を希望される場合は、お客様は、3.（受給契約の申込み）に定める新たに電力受給契約を希望される場合に準じるものとします。

13. 電力受給契約の廃止

(1) お客様が、電力受給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客様が通知された廃止期日に、電力受給契約を終了させるための適当な措置を講じるものとします。この場合、必要に応じてお客様に協力していただきます。

(2) 電力受給契約は、電力受給契約の解約等の場合を除き、原則として、お客様が当社に通知された廃止期日に廃止します。ただし、当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日以降で当社が電力受給契約を消滅するために必要な手続きを完了させた日に廃止するものとします。

(3) (2)にかかわらず、一般送配電事業者が電力受給契約を廃止するための処置をとることができない場合は、電力受給契約を廃止するための処置が可能となった日に終了するものとします。

14. 電力受給契約の解約等

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、電力受給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客様に通知します。

イ) 15（電力受給の停止、制限または中止）または託送約款等によって電力受給を停止されたお客様が、その理由となった事実を解消されない場合

ロ) お客様の太陽光発電設備等または併設設備が託送約款等に定めた内容に反する状態と判断され適正契約への変更について当社または一般送配電事業者の求めに応じない場合

ハ) お客様が、約款等に基づき、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否し、または立入りのために必要な手続き等をすみやかに行なわない場合

ニ) お客様が次のいずれかに該当する場合で、当社が定めた期日までにその事実を解消されないとき

① お客様が、一般送配電事業者が定める期日までに工事費負担金を支払わない場合、電力受給契約によって支払いを要することとなった債務を、支払期日を超過してなお支払わない場合

② お客様が当社との他の電力受給契約または電気需給契約（いずれも既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することになった債務を支払わない場合

③ お客様が特段の理由なく、受給開始日を経過しても電力を当社に供給しない場合

④ その他お客様が約款等に反した場合

(2) 当社は、お客様が、13（電力受給契約の廃止）(1)による通知をしないで、その発電場所から移転される等、当社に電気を供給されていないことが明らかなる場合には、電気を供給されていないことが明らかになった日に電力受給契約は当然に終了するものとします。

15. 電力受給の停止、制限または中止

- (1) 当社または一般送配電事業者は、電気需給契約、接続供給契約、または託送約款等に基づく契約の契約上の債務不履行により、電気の供給または託送約款等に基づく託送供給等を停止する場合には、電力受給を停止することがあります。
- (2) 託送約款等に基づき、一般送配電事業者が、電力受給を制限または中止することがあります。

16. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 一般送配電事業者から、託送約款等に基づき、電力受給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着工前に申し受けます。
- (2) 一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、お客様との間で工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものとします。
- (3) 託送約款等に基づき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている次の設備等については、原則としてお客様の負担で施設し、または取り付けていただきます。
 - イ) お客様の発電設備等から一般送配電事業者の系統への逆流等により生じる一般送配電事業者の低圧配電系統の常時電圧変動が、101±6ボルト、202±20ボルト以内になるようにするための自動電圧調整装置等（自動電圧調整装置等の動作にともない、お客様の発電設備等の出力が抑制される場合があります。）
 - ロ) その他一般送配電事業者が求める設備等

17. 買取単価

- (1) スタンダードプラン

スタンダードプラン	税抜額	税込額（10%時）
	8.19円/kWh	9.00円/kWh

- イ) 適用条件
太陽光発電設備電力受給約款にもとづき、当社との電力受給契約が成立した発電事業者であること。

- (2) アースセットプラン

アースセットプラン	税抜額	税込額（10%時）
	8.64円/kWh	9.50円/kWh

- イ)適用条件
 - ① 太陽光発電設備電力受給約款にもとづき、当社との電力受給契約が成立した発電事業者であること。
 - ② 同一需要場所において、同一名義で、当社が指定する電気契約料金表の適用がある当社との電気の需給契約が成立していること。
- ロ) 当社との電気の需給契約が消滅した場合の取扱い
 - ① イ)（適用条件）②に定める適用条件を満たさなくなる場合は、お客様は、すみやかに当社に申し出ていただきます。
 - ② アースセットプランによる電力受給契約の申込みを当社が承諾した場合で、この料金表による電気の受給開始日より前に、お客様が当社との電気の需給契約の申込みを取り消された場合等イ)（適用条件）②に定める適用条件を満たしていないことを当社が確認したときは、アースセットプランによる電気の受給開始日に、アースセットプランによる電力受給契約は消滅するものといたします。
 - ③ アースセットプランによる電気の受給開始日以降に、イ)（適用条件）②に定める適用条件を満たしていないことを当社が確認した場合は、当社が確認した日以降最初の検針日に、アースセットプランによる電力の受給契約は消滅するものといたします。また、アースセットプランによる電気の受給開始日以降、お客様が当社との電気の需給契約の申込みを取り消された場合等当社が電気の供給をまったく行わなかった場合は、この料金表が適用されている料金について、当社は、買取単価（1）（スタンダードプラン）の料金単価を適用して算定される料金となります。
 - ④ ②または③の場合で、アースセットプランによる電力受給契約の消滅日までにお客様から電気需給契約の申込み等がないときは、当該消滅日から、（スタンダードプラン）による電力受給契約が、新たに成立するものといたします。

18. 個人情報の取り扱いについて

当社は、お客様の個人情報を太陽光余剰電力受給契約の締結・履行、アフターサービス、当社サービスの改善に必要な業務、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲で利用します。詳しくは、当社のウェブサイトの個人情報保護方針をご確認ください。

19. 電力受給契約の申込みまたは締結の当社担当者

「電力受給（買取）契約 お申込書」のとおりです。

20. クーリングオフについて

- (1) お客様が訪問購入で申込みされた場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、商品（電力）の引き渡しを拒むことができ、また、書面（下記参照）または電磁的記録（メール等）により、電力受給契約の解除を行うこと（以下、「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力はお客様が発信したとき（書面の場合は郵便消印日付など、メール等の場合はメールの送信日時など）から発生します。ただし、訪問購入において、その場で申込みをせず、後日申込書の郵送で申込みをされた場合、または受け取った申込書で申込みをせず、後日webを通じて申込みをされた場合は、クーリングオフの対象となりませんので、ご注意ください。
- (2) (1) の場合、お客様は、
 - ・損害賠償および違約金の支払を請求されることはありません。
 - ・すでに代金または対価の一部または全部の支払を受けている場合は、速やかにその金額を返還いただきますが、その返還に要する費用および当社が負担します。
 - ・すでに引き渡された商品（電力）は、お客様に返還します。
 - ・善意無過失の第三者を除き、解除を第三者に対抗できます。
- (3) 上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（メール等）によりクーリングオフすることができます。
- (4) クーリングオフの行使の方法は、郵送の場合、書面に必要事項をご記入のうえ、(株)アースインフィニティ宛てに郵送してください。
※簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー30階

(株)アースインフィニティ宛

【必要事項】

申込撤回通知
電力受給契約

- ・申込日 令和〇年〇月〇日
- ・ご利用住所
- ・ご契約者名
- ・ご名義
- ・お電話番号

上記の契約について申込を撤回します。

メールの場合、必要事項をご記載のうえ、当社のクーリングオフ受付アドレスまでメールにてご連絡ください。

メールアドレス ●●●@earth-infinity.co.jp